

平成 29 年 3 月
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 12 号）が公布され、新たに 6 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：6 物質（別添 1 参照）

○公布日：平成 29 年 2 月 24 日（別添 2（官報）参照）

○施行日：平成 29 年 3 月 6 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

○注意事項

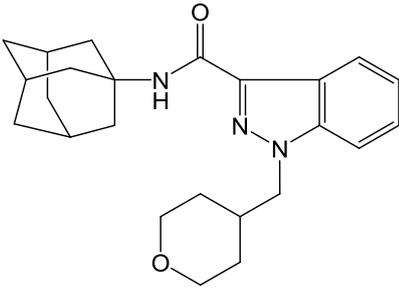
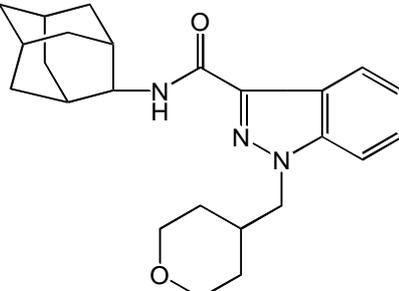
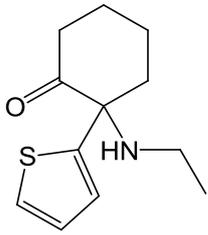
公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

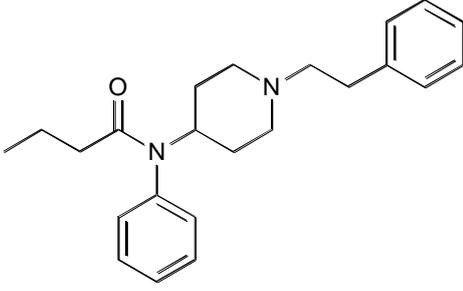
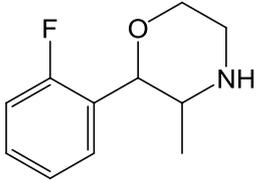
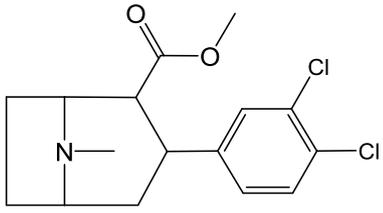
指定薬物の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

また、平成 27 年 4 月 1 日の関税法改正により、指定薬物は関税法第 69 条の 11（輸入してはならない貨物）に追加されていることから、「指定薬物である疑いがある物品」については、他の規制薬物と同様に厳格な審査を実施しております。（別添 3 参照）

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

指定物質一覧

1	物質名	<i>N</i> -(1-Adamantyl)-1-[(tetrahydro-2 <i>H</i> -pyran-4-yl)methyl]-1 <i>H</i> -indazole-3-carboxamide
	物質名訳	<i>N</i> -(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-4-イル)メチル]-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド
	通称等	Adamantyl-THPINACA、ATHPINACA
	構造式	
2	物質名	<i>N</i> -(2-Adamantyl)-1-[(tetrahydro-2 <i>H</i> -pyran-4-yl)methyl]-1 <i>H</i> -indazole-3-carboxamide
	物質名訳	<i>N</i> -(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-4-イル)メチル]-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド
	通称等	Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、ATHPINACA 2-adamantyl isomer
	構造式	
3	物質名	2-(Ethylamino)-2-(thiophen-2-yl)cyclohexanone
	物質名訳	2-(エチルアミノ)-2-(チオフェン-2-イル)シクロヘキサノン
	通称等	Tiletamine
	構造式	

4	物質名	<i>N</i> -(1-Phenethylpiperidin-4-yl)- <i>N</i> -phenylbutanamide
	物質名訳	<i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)- <i>N</i> -フェニルブタンアミド
	通称等	Butyrfentanyl、Butyryl Fentanyl
	構造式	
5	物質名	2-(2-Fluorophenyl)-3-methylmorpholine
	物質名訳	2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン
	通称等	2-FPM、2-Fluorophenmetrazine
	構造式	
6	物質名	Methyl 3-(3,4-dichlorophenyl)-8-methyl-8-azabicyclo[3.2.1]octane-2-carboxylate
	物質名訳	メチル=3-(3,4-ジクロロフェニル)-8-メチル-8-アザビシクロ[3.2.1]オクタン-2-カルボキシラート
	通称等	RTI-111、Dichloropane、O-401
	構造式	

明治二十五年(百三十一)日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一〇二)

省 令

○厚生労働省令第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二十五条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令、

次表により、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 (指定薬物)</p> <p>〔一〕十三 略</p> <p>十四 N―(一)アダマンチル―(一)〔テトラヒドロ二ヒピラン四イール〕メチル―(一)H―インダゾール三ーカルボキサミド及びその塩類</p> <p>十五 N―(一)アダマンチル―(一)〔テトラヒドロ二ヒピラン四イールメチル〕―(一)H―インダゾール三ーカルボキサミド及びその塩類</p> <p>十六 五十二 〔略〕</p> <p>五十三 二一(エチルアミノ)―二一(チオフェン二イール)シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>五十四 百四十八 〔略〕</p> <p>百四十九 N―(一)フェネチルピペリジン四イール)―N―フェニルプタナミンド及びその塩類</p> <p>百五十 百六十三 〔略〕</p> <p>百六十四 二一(一)フルオロフェニル―三ーメチルモルフォリン及びその塩類</p>	<p>第一条 (指定薬物)</p> <p>〔一〕十三 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十四 五十二 二号ずつ繰り下げる。〔号を加える。〕</p> <p>五十一 百四十五 三号ずつ繰り下げる。〔号を加える。〕</p> <p>百四十六 百五十九 四号ずつ繰り下げる。〔号を加える。〕</p>

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

【略】	インダンニール ミン、その塩類及 びこれらを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こさ せる用途
	二一(エチルアミ ノ)一一(チオ フェン)ニール シクロヘキサ ノン、その塩類及 びこれらを含有す る物	學術研究又は試験 検査の用途(ただ し、第一号に掲げ る者における場合 を除き、かつ、人 の身体に使用する 場合以外の場合に 限る。)

【略】

百六十五、二百八
【略】

二百九 メチルニール(三・四)シクロ
フェニル)一八メチル一八アザピシ
クロ(三・二・二)オクタンニール
ボキシラート及びその塩類
二百十、二百六十二 【略】

【同上】	インダンニール ミン、その塩類及 びこれらを含有す る物	元素又は化合物に 化学反応を起こさ せる用途
	【項を加える。】	

【同上】

百六十、二百三
【号を加える。】

二百四、二百五十六 【六号ずつ繰り下げ
る。】
二百四、二百五十六 【六号ずつ繰り下げ
る。】
【五号ずつ繰り下げる。】

発行所 千一〇五、八四四五
東京港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電 話 03(3587)4294
定 価 一月一、六四一円(本体一、五三〇円)
本号一部 一四〇円(本体一三〇円)
配 送 料 二〇〇円
別

○ 指定薬物の指定状況 2,362 物質
(2017年3月6日施行予定の6物質を含む)

○ 指定薬物の例

【「亜硝酸イソブチル」等を含有する液体】



【食品に偽装した α -PHP】



【一酸化二窒素 (通称：シバガス)】



【ミトラガイナ スペシオーサ (通称：Kratom)】



上記に掲げたものは、指定薬物の一例です。
指定薬物は、輸入してはならない貨物に該当しますので、税関では厳正に取り締まりを実施しております。
内容点検等実施時に、このような物質を発見された際には、税関にご連絡いただくようお願い致します。